

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月16日

奈良県公安委員会

委員長 山口昌紀

奈良県公安委員会規則第10号

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則

奈良県警察組織規則（昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第7条の2中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関すること。

附 則

この規則は、平成20年12月18日から施行する。